

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年11月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800170 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800040 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 8 月 12 日の標準賞与額を 5,000 円、平成 27 年 1 月 5 日の標準賞与額を 1 万 1,000 円及び同年 8 月 20 日の標準賞与額を 3 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 12 日、平成 27 年 1 月 5 日及び同年 8 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 8 月 12 日、平成 27 年 1 月 5 日及び同年 8 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 8 月 12 日
② 平成 27 年 1 月 5 日
③ 平成 27 年 8 月 20 日

請求期間①、②及び③について、A 社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが、事業所が届出を失念していたため賞与の記録がない。

よって保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る源泉徴収簿及び賞与集計表（個別）により、請求者は、請求期間①、②及び③の期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与にかかる厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の賞与支給額は 5,648 円（標準賞与額は 5,000 円）、厚生年金保険料控除額は 410 円（標準賞与額 5,000 円に見合う額）、請求期間②の賞与支給額は 1 万 1,508 円（標準賞与額は 1 万 1,000 円）、厚生年金保険料控除額は 903 円（標準賞与額 1 万 1,000 円に見合う額）、請求期間③の賞与支給額は 3 万 4,654 円（標準賞与額は 3 万 4,000 円）、厚生年金保険料控除額は 2,790 円（標準賞与額 3 万 2,000 円に見合う額）であることから、請求期間①の標準賞与額を 5,000 円、請求期間②の標準賞与額を 1 万 1,000 円、請求期間③の標準賞与額を 3 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の期間について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年

金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③の期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800192号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1800015号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和56年3月まで

私は、請求期間当時、A市に居住する大学生であったが、20歳となった昭和53年*月頃に、父親が私の国民年金の加入手続を実家のあるB町(現在はC市)の役場又は同役場のD支所で行い、国民年金保険料を同役場又は同支所で納付してくれた。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時学生であったとする請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張し、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない旨の陳述をしており、これらを行っていたとする請求者の父親は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、A市及びC市は、請求期間当時の資料が何も残っていないため、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明と回答している。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。